

○邑南町奨学生審査委員会条例

平成 23 年 1 月 24 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 邑南町に、邑南町奨学生審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審査委員会は、邑南町奨学基金条例(平成 23 年邑南町条例第 1 号)、邑南町農林業後継者育成奨学基金条例(平成 23 年邑南町条例第 3 号)及び邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例(平成 23 年邑南町条例第 4 号)による奨学金の貸与について、町長の諮問に応ずるものとする。

2 審査委員会は、必要に応じ奨学金の貸与の一時停止及び取り消し並びに償還の猶予、延長及び免除について、町長の諮問に応ずるものとする。

(組織)

第 3 条 審査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 議会議員 2 人以内
- (2) 民生児童委員 3 人以内
- (3) 識見を有する者 5 人以内

2 審査委員会に、委員長 1 人、副委員長 1 人を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、審査委員会を代表し会務を総理する。ただし、委員長に事故あるとき又は欠けたときには、副委員長が職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査委員会は、委員総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第 6 条 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。